

ヘルパーステーションくるみ
ヘルパーステーションくるみのこ(サテライト事業所)
指定居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護・重度訪問介護サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 法人の概要

法 人 名	サインポスト合同会社
所 在 地	松江市東出雲町意宇東1丁目6番地3
電話・FAX	電話0852-61-6300 / FAX0852-61-5400
営 業 日 営 業 時 間	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分までとする。
基 本 理 念	ご本人・ご家族の生活歴や人生史を知る しるし【知る史】 これまでの人生延長上のサービスを(当たり前をあきらめない)を提供します
行 動 理 念	誠心誠意 1. ご利用者一人ひとりを大切に「ふれあいの心」でサービスを提供します。 2. ご自分らしく生きていただけるよう「自立支援サービス」に努めます。 3. 「感謝」の気持ちと笑顔を忘れず「質の高いサービス」に努めます。 4. 「地域の絆」「人の絆」を大切にし、地域福祉活動を支援します。 5. 社会的使命の一翼を担い「信頼」される事業運営に努めます。

2. 事業の目的

この規程は、サインポスト合同会社（以下「事業者」という。）が開設するヘルパーステーションくるみ、ヘルパーステーションくるみのこ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

3. 運営の方針

事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。

- (1) 指定居宅介護については、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の生活全般にわたる援助
- (2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

2 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスの提供を行う。

３ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

４ 事業所は、島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日島根県条例第 75 号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

４．ヘルパーステーションの概要

（１）事業所の概要

・主たる事業所

事業所名	ヘルパーステーションくるみ
所在地	安来市飯島町 1 2 0 5 番地 1
管理者氏名	福島 紫霧香
電話／FAX	電話 0 8 5 4－2 3－8 2 3 0／FAX 0 8 5 4－2 3－8 2 3 1
島根県指定事業所番号	〔島根県 3 2 1 0 2 0 0 1 8 8〕
サービス提供地域	安来市
営業日、時間	月曜日～金曜日の午前 0 8：3 0 ～ 午後 0 5：3 0
休業日	土日祝 及び 12 月 31 日～1 月 3 日は休業
サービス提供時間	午前 8 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

・サテライト事業所

事業所名	ヘルパーステーションくるみのこ
所在地	安来市伯太町井尻 77
電話／FAX	電話 0 8 5 4－2 6－4 5 9 1／FAX 0 8 5 4－2 6－4 5 9 1
介護保険指定番号	訪問介護事業（島根県 3 2 7 0 2 0 0 4 4 1 号）
サービス提供地域	安来市
営業日、時間	火曜日、木曜日の午前 9 時 0 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分 ※災害等や災害の危険が予測される場合は営業を中止することがあります。
休業日	土日祝、12 月 31 日～1 月 3 日
サービス提供時間	午前 9 時から午後 5 時 00 分までとする。(12 月 31 日から 1 月 3 日を除く)

（２）職員の勤務体制及び職務の内容

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

・管理者 1 名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

・サービス提供責任者 3 名以上

サービス提供責任者は、居宅介護計画等（提供するサービスが指定重度訪問介護の場合は「重度訪問介護計画」を含むものとする。以下同じ。）の作成に関する業務のほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

・従業者 2.5 名以上

従業者は、居宅介護、重度訪問介護の提供に当たる。

（３）事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

５．提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（１）提供可能なサービス

居宅介護計画等の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成、必要に応じて見直しを行います。
身体介護	①入浴介助②身体の清拭・洗髪③排泄介助④食事介助⑤衣服の着脱介助⑩通院等の介助等
家事援助	①調理②洗濯③住居の掃除・整理整頓④買い物⑤その他関係機関への連絡等
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
※その他生活等に関する相談や助言をいたします。 ※同居のご家族に対する居宅介護等のサービス提供はできません。	

（２）サービスの料金と利用者負担額について

サービスを提供し、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の１割を上限）を事業者にお支払いただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
家事援助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
重度訪問介護	法定代理受領（一部負担分） 介護報酬告示上の一割 （居宅介護等サービス内容説明書をご参照ください。）		

（３）各加算について

- ◆サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行う、または従業者に同行した場合に算定。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1 月あたり

- ◆サービス提供の時間帯により料金が加算。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時

加算割引	25%増し	25%増し	50%増し
------	-------	-------	-------

◆利用者・家族等からの要請に基づき、介護支援専門員が必要と認めたサービス等利用計画に位置づけられていない緊急の訪問介護を行った場合に算定。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時訪問介護加算	1,000 円	100 円	月 2 回程度

◆その他の加算について

内 容	加算率	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	41.7%	1 月あたり
特定事業所加算Ⅱ	10.0%	1 月あたり

(4) 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。1 k mにつき 50 円。

(5) 利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：ヘルパーステーションくるみ TEL 0854-23-8230)

(連絡先：ヘルパーステーションくるみのこ TEL 0854-26-4591)

ご利用の前日までにご連絡いただいた場合・・・無料
ご利用の前日までにご連絡がなかった場合・・・500 円

※ただし、利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は不要です。

(6) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に原則口座振替にてお支払い頂きます。

6. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

- ・サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

- ・居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ・また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時利用者に提示する等必要な調整をいたします。

(3) その他

- ・市町村から支給される介護給付費については、利用者様に対しその額を通知致します。
- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告にもかかわらず 10 日以内に支払われない場合、または利用者様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合やご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを変更または、中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用を休止させて頂く場合があります。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、記入ページの主治医、救急隊、親族、相談支援事業者等へ連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応

利用者様に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに医療機関、利用者様の家族、担当の相談支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束等の禁止に関する事項

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期開催
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施

11. 衛生管理

事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

12. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13. 第三者評価

福祉サービスの第三者による評価の実施状況・・・なし

14. 苦情対応窓口

ヘルパーステーションくるみ、ヘルパーステーションくるみのこは居宅介護・重度訪問介護に関するご相談・苦情および居宅介護計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

・ヘルパーステーションくるみ、ヘルパーステーションくるみのこ

苦情受付担当責任者 福島紫霧香 電話 0854-23-8230

本事業所以外に、以下に苦情を申し立てることが出来ます。

・安来市(介護保険課) 電話 0854-23-3290

・島根県国民健康保険連合会 電話 0852-21-2811

・島根県高齢者福祉課(介護保険相談センター) 電話 0852-22-5256